

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は82.7%（平成29年調査83.4%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.0%（同93.5%）、「26%以上」とする企業割合は6.1%（同6.3%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が23.4%、「300～999人」が14.6%、「100～299人」が6.9%、「30～99人」が4.3%となっている。（第15表）

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				定めていない
			一律に定めている 1)2)	時間外労働の割増賃金率階級		時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
				25%	26%以上		
平成30年調査計	100.0	92.4	82.7 (100.0)	(93.0)	(6.1)	9.8	7.6
1,000人以上	100.0	98.9	82.4 (100.0)	(75.7)	(23.4)	16.4	1.1
300～999人	100.0	97.0	83.7 (100.0)	(84.6)	(14.6)	13.3	3.0
100～299人	100.0	95.4	85.3 (100.0)	(92.4)	(6.9)	10.1	4.6
30～99人	100.0	90.8	81.8 (100.0)	(94.6)	(4.3)	9.1	9.2
平成29年調査計	100.0	93.6	83.4 (100.0)	(93.5)	(6.3)	10.3	6.4

注：1) ()内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

2) 「一律に定めている」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は30.1%（平成29年調査32.2%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は40.3%（同49.6%）、「50%以上」とする企業割合は56.2%（同48.9%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が25.5%、「中小企業以外」が53.5%となっている。（第16表）

第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・ 中小企業該当区分・ 年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 1)	定めている 2)3)				定めていない
		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級				
		25～ 49%	50% 以上			
平成30年調査計	[92.4]	100.0	30.1 (100.0)	(40.3)	(56.2)	69.9
1,000人以上	[98.9]	100.0	87.4 (100.0)	(2.1)	(97.5)	12.6
300～999人	[97.0]	100.0	59.1 (100.0)	(8.6)	(90.1)	40.9
100～299人	[95.4]	100.0	34.0 (100.0)	(31.4)	(64.2)	66.0
30～99人	[90.8]	100.0	23.5 (100.0)	(58.4)	(37.5)	76.5
中小企業	[92.4]	100.0	25.5 (100.0)	(56.9)	(38.3)	74.5
中小企業以外	[92.9]	100.0	53.5 (100.0)	(-)	(99.8)	46.5
平成29年調査計	[93.6]	100.0	32.2 (100.0)	(49.6)	(48.9)	67.8

注：1) []内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。

2) ()内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

3) 「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。